

2023年3月29日

監査実務研究会

# 反社会的勢力から会社と 社員を守るための内部統制対応

アップセルテクノロジー株式会社  
常勤社外監査役 森川 英治

## 1. 本日本日お伝えしたいこと

- ① 反社会的勢力対応は自社（会社、社員、取引先等々の関係者）を守るためのもの。経営者が責任を問われないためにするものではない。

—— 「どこまでやったら責任を問われないか」ということではなく、「どこまでやったら会社や社員を守れるか」を中心に据えて対応を考える。

- ② 反社会的勢力対応は、反社会的勢力の「侵入を阻止した」「排除した」という結果が全て。教科書の基準を守っているだけでは十分ではない。自社が置かれた状況に合った対策を講じる必要がある。

—— そもそも会社法は結果責任。会社には業務の適正性を確保するため内部統制システムを構築する義務があるが、どのような内部統制システムを構築するかは、特に法令に定めがない場合、各会社に任されている。問題が生じたときに善管注意義務違反がないことを証明する責任（挙証責任）は会社（役員）側にある。

## 2. 吉本興業闇営業事件（2019年）

### （1）事件の概要

- 吉本興業に所属する複数の芸人が、会社を通さずに詐欺グループが主催する宴会に参加し、同グループから金品（出演料、謝礼）を受け取っていたというもの。

日付	内容
2019年6月6日	<p>吉本興業所属の芸人Aが、2014年12月27日に東京都内のホテルで開かれた振り込め詐欺グループ（注）の忘年会に、①吉本興業を通さずに出演するとともに、②所属タレントを仲介していたことを理由に、2019年6月4日付けで吉本興業から契約を解消されていたことが発覚。</p> <p>（注）2013年末頃から、高齢者を対象に架空の会社の社債を購入させる手口で組織的に振り込め詐欺を働く。2015年6月に警視庁が主犯格2人を含む男女計40名を一斉逮捕。被害総額40億円以上。芸人Aと詐欺グループの幹部は忘年会以前からの知り合い。複数回飲食を共にし、逮捕される直前にはダミー会社名で芸人Aのイベントのスポンサーになっていた。</p>
6月7日	写真週刊誌「フライデー」が、その忘年会にAのほか複数の吉本興業所属芸人が参加していたことを報道。
6月24日	吉本興業、所属芸人11名の処分を発表。
6月28日	吉本興業ホールディングス・大崎会長が共同通信のインタビューに答えて、騒動を謝罪。
7月22日	同社・岡本社長による5時間30分の長時間記者会見。一連の騒動について謝罪したうえで、岡本社長および大崎会長の報酬1年間50%カットを発表。

## (2) 吉本興業の反社対応

- ① 調査会社を使って、反社チェックを徹底的に実施。
- ② 警察 OB を会社の顧問に招聘。
- ③ 暴力追放運動推進センターと連携（東京、大阪）。
- ④ コンプライアンスに関する小冊子を作成し、社員や所属芸人に配布。
- ⑤ 現役の警察官を講師とするコンプラ研修（講演会）を年数回開催。
- ⑥ 社員や芸人が反社勢力と関係を持ってしまったときに備えて、警察 OB、法務部、総務部の職員が対応する 24 時間相談窓口を社内に設置（法務部長は弁護士）。

### 同社・大崎会長コメント

「やれることは、出来ていたつもりだった。でも今回こういうことがあった。まだまだ道半ばで、本当に芸人それぞれ一人一人の心のところまで、ちゃんと吉本興業の思いが伝わっていなかったのかな」

## (3) 事件の教訓

- 会社が整備すべき対応策は、その会社が属する業界や環境、状況によって異なる。経営者はそれを踏まえて自社に合った対応策を講じなければ被害を防ぐことはできない。

### 3. 反社会的勢力と関係を持つことのリスク

#### (1) 反社会的勢力と関係を持ってしまった会社が被ったダメージ

##### イ、大分市の地場大手の設備工事業者「九設」(従業員 70 名、年商 50 億円)

社長が、暴力団の組長とたびたび飲食等を共にしたことから、福岡県警が九設を「暴力団と密接な交際または社会的に非難される関係」を持つ企業であると認定。福岡県暴力団排除条例に基づく排除措置の対象となった。

(結果)

公共工事の指名停止、銀行口座の凍結、取引先からの取引中止が相次ぎ、排除措置公表からわずか2週間で自己破産。

##### ロ、スルガコーポレーション(横浜市の新興不動産会社<東証二部上場。売上高 1258 億円、当期純利益 78 億円>)

用地取得に際しテナントの立退き交渉を 2 社に委託。その 2 社の関係者 12 名が弁護士法違反(非弁行為)の容疑で逮捕され、スルガコーポレーションについても、マスコミが反社会的勢力との関係疑惑を取り上げ。

(結果)

銀行からの新規資金調達および立退き交渉が行われた不動産の売却が困難化し、資金繰りが急激に悪化。黒字のまま民事再生手続きを申請。

## ハ、オプトロム（宮城県仙台市。光ディスク用スタンパーの製造・販売。名古屋証券取引所セントレックス上場）

業績不振による債務超過を解消するために第三者割当増資を繰り返し実施。2014年に第三者割当増資を行った際に、信用調査会社から割当先の親会社に反社会的勢力や違法行為との関わりが懸念される人物がおり、割当先として相応しくないとの指摘を受けたが、その事実を隠して増資を実行。さらに翌年（2015年）の新たな第三者割当増資の際に、取引所から当該事実を指摘されたにもかかわらず、「追加調査をしたが問題なかった」と虚偽報告。

（結果）

嘘が発覚して、2015年10月に上場契約違反等を理由に上場廃止。さらに、四半期報告書や新株発行にかかる有価証券届出書の重要事項への虚偽記載を理由に、金融庁から金融証券取引法違反として9962万円の課徴金。

## 二、百十四銀行（香川県のトップバンク）

同行の九条支店（大阪市）の支店長と支店長代理が、元暴力団組員が実質的に経営する会社からゴルフや飲食などの供応を受けたことの見返りとして、元暴力団組員が実質的に経営する会社4社に対し、回収の見込みがないにも関わらず、大半無担保で合計10億5000万円の融資を実行（2007年6月から2008年1月までの間に、合計18回）。

（結果）

支店長は懲戒解雇、かつ特別背任罪で実刑判決。百十四銀行は内部管理態勢に問題ありとして、四国財務局から業務改善命令。

## (2) 反社会的勢力と関係を持つリスクの種類

### イ、取引中止・契約解除リスク

- 取引の相手方から「暴力団等の反社会的勢力」や「これらに準ずる者」であると認定されると、契書等の暴排条項に基づき、無催告で契約解除される可能性。

(注)「これらに準ずる者」……「暴力団に資金や便宜を提供している者」および「暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者（密接交際者）」

### ロ、上場廃止リスク

- 上場申請に当たって、「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出。また、「有価証券上場規程」の上場廃止の基準の一つとして、「反社会的勢力の関与」（同規程第601条第1項第19号）。

### ハ、監督官庁などからの処分リスク

- 建設業法や宅建業法、貸金業法、人材派遣法など数多くの業法で、暴力団員等の属性や処罰歴などを基準に免許や許可、認可、登録の付与禁止や取り消しを規定。

(例) 建設業法、宅建業法、貸金業法、人材派遣法、信託業法、保険業法、割賦販売法、廃棄物処理法、港湾運送法、公益社団法人等認定法、著作権等管理事業法、金融証券取引法、資金決済法、保険業法、港湾労働法、職業安定法 等。

- 都道府県の暴力団排除条例……「各都道府県は契約の相手方が反社会的勢力と関係する者である場合には、契約に関与させないことができる」等の排除措置。
- 行政処分を受けると、社名公表。

## 二、企業価値毀損リスク（レピュテーション・リスク）

- 広く報道されることによる企業の社会的信用やブランドイメージの低下
  - 新規取引や融資の拒否、社会的な評価の低下を原因とする株価の下落など。
  - クリーンな企業イメージで売っている企業ほど致命的なダメージ。

## 4. 反社会的勢力についての認識

### （1）必要悪から社会悪へ

- 現在の反社会的勢力は「任侠」（弱い者を助け、強い者をくじき、正義のためには命も惜しまない人）ではなく、一般市民をターゲットにした「儲け至上主義者」。
  - 麻薬・覚せい剤の販売、詐欺的商法による社会的弱者からの搾取、生活保護費詐欺や補助金詐欺などの公的制度の悪用、不正な経済行為など一般市民や一般企業を標的（被害者）にした犯罪収益獲得。
- 他方で、企業もコンプライアンス重視が当然に。また、ネット社会では「不祥事は必ず発覚する」。
- 様々な問題をコンプライアンスの枠組みの中で、真っ当な方法で解決することが求められる。

## (2) 反社会的勢力撲滅に向けた法律等の基盤整備

### イ、主な法律等

目的	法律名等	内容等
基本法	刑法	詐欺、恐喝、逮捕・監禁、私文書偽造、信用毀損・業務妨害、威力業務妨害、強要、脅迫、暴行等。
	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(「暴対法」1992年3月)	(改正) 1993年8月 損失補填や不当な株式買い取り要求の禁止、競売妨害の禁止等。 1997年5月 暴力団事務所の使用制限等 2008年8月 組長の使用者責任(=組長責任)の認定等 2012年10月 警戒区域、特定指定暴力団の指定や住民の委託を受けた暴追センターが組事務所の使用差し止め請求の裁判を起こすことが可能に。
資金面からの反社会的勢力弱体化<兵糧攻め>	「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(「組織犯罪処罰法」。1999年8月)	犯罪収益の没収・追徴や犯罪収益のマネー・ロンダリング処罰等。
	「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(「犯罪収益移転防止法」。2007年3月)	マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策等。
業界や公共事業、商取引からの排除	全都道府県で「暴力団排除条例」(2010年から2011年。)	暴力団員等への利益供与禁止等
	各種「業法」等の暴排条項	「資格を与えない」「許可しない」「(暴力団員を)使用させない」等。

## ロ、主な指針や民間企業における対応

取り組み主体	指針名等
国	「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(2007年6月)
	「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(2001年4月)
	「組織犯罪対策要綱」(2020年4月)
民間	各種約款(普通取引約款等)に「暴力団排除条項」を追加。

## 5. 反社会的勢力を排除するための内部統制システム

### (1) 内部統制システム構築の目的は「自社を守るため」

(内部統制システムを構築する目的)

① 会社(及び社員)を反社会的勢力から守ること。

—— 単にルール(法令、規則)や教科書に書いてあることを守って、「自分は義務を果たした。自分には責任がない」と主張するためではない。

② 会社が反社勢力に付け入れられなければ合格。付け入れられてしまったら、どれだけルール通り、教科書通りの仕組みや運用であっても不合格。

## (2) 排除すべき反社会的勢力の範囲

- 定義のある「目に見える反社会的勢力」だけでなく、「目に見えにくい不透明な反社会的勢力」についても排除する企業姿勢と仕組みが必要。

(反社会的勢力の定義等)

### イ、「組織犯罪対策要綱」(警察庁)

- 「暴力団等」……「暴力団との関係を背景にその威力を用いたり、暴力団と資金的なつながりがある」人や組織。

具体的には、①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社内運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団、⑧その他これに準ずる者。

### ロ、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(警察庁)

- 「暴力団関係者」という表現を用い、上記イ、に加え「共生者」と「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者」も対象。
  - ・ 「共生者」……「表面的には暴力団との関係を隠しながら、裏では暴力団に資金を提供するなどして暴力団の資金獲得活動に協力・関与する個人または企業」
  - ・ 「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者」……「相手方が暴力団員であるとわかってい

ながら、相手方が主催するゴルフコンペに参加したり、頻繁に飲食を共にしたり、誕生会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席したり、暴力団員が関与する賭博等に参加したりする者」

#### ハ、「半グレ」集団の出現・勢力拡大

- 「半グレ」集団……実質的に暴力団の下部組織なら「**暴力団準構成員**」。「暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う集団」なら「**準暴力団**」（「準暴力団に関する実態解明及び取り締まり強化について」〈2013年3月7日警察庁通達〉）。しかし、これらに該当しない集団も多数存在。行っている反社会的行為も、粗暴な暴力行為だけでなく、特殊詐欺や持続化給付金詐欺、ぼったくりバーの経営など多様化。

### （3）内部統制システムの構築と運用

#### イ、経営トップの強い意志とその周知徹底

- 会社が一丸となって反社会的勢力排除に取り組めるような基盤作り……COSOでは「統制環境の整備」
- 反社会的勢力排除を「社風」にする。
  - 「反社も必要悪だ」として容認する気持ちを会社の中から払拭し、「反社は社会悪だ」という考え方を社内に浸透させる。

- まず経営トップが、反社排除・絶縁を「反社会的勢力排除宣言」や「基本方針」の形で社内外に宣明。  
—— 建前と本音の使い分けをしない（＝二枚舌を使わない）ことが重要。

## ロ、社内態勢の整備

- 社長の宣言を実現するための社内態勢の整備……COSO では「統制活動」（一部は「統制環境の整備」）。
- まず反社会的勢力対応を統括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」）の設置や担当者の任命。

（反社会的勢力対応部署の任務）

- ① 社長が宣言した内容を基本方針等の形で規程化
- ② 反社会的勢力の侵入を阻止したり、排除したりするための職務分掌規程、反社会的勢力対応基本規程、対応マニュアルなどの規程やマニュアルなどの社内の仕組みの整備
- ③ 反社会的勢力の情報を集約したデータベースの構築
- ④ ③のデータベースや外部の情報機関を利用したりして反社チェック体制の整備。
- ⑤ 反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積
- ⑥ 反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援
- ⑦ 契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入。「反社会的勢力に該当しないことの誓約書」の徴求。
- ⑧ 情宣活動（パンフレットの作成・配布等）や研修などの実施

⑨ 外部専門機関（警察や暴追センター、弁護士など）との連携等

- ①現場が実行可能な施策であることと、②社長を先頭に組織全体で反社会的勢力に立ち向かい、反社会的勢力対応部署や担当者を孤立させないことが重要。
- 取り組みを取締役に報告し、経営全体で意思統一を図っておくとともに、定期的実施状況を確認。

ハ、研修とバッドニュースファースト

- 経営者からのメッセージを組織全体へ広めることと、現場の情報がトップ（マネジメントレベル）に適時適切に上がってくることの両方が大切……COSOでは「情報と伝達」。
- パンフレットの作成配布などの情宣活動に加え、継続的な研修や講習によって組織の意識を統一。
- 反社会的勢力対応こそ「バッド・ニュース・ファースト」（＝早期発見・早期対応）。  
—— 経営者に遠慮して、現場がなかなか情報を経営者に上げることができなかつたら、統一的・組織的な対応ができない。

ニ、監査役の役割

- 反社会的勢力対応についても、執行部内部で自己点検する（上記取締役会報告）とともに、内部監査や監査役監査で客観的にチェックすることが重要……COSOでは「モニタリング」。

## 6. 反社会的勢力の侵入阻止と排除に向けて

### (1) 認識→識別→判断→排除

- 反社会的勢力の侵入阻止と排除に向けたプロセスは、認識→識別→判断→排除の順。
  - ・「確認」……疑わしい人物や会社などを洗い出す。
  - ・「識別」……疑わしい人物等の中から本当の反社会的勢力を特定する（その人物等が本当に反社会的勢力であるかどうかを様々な情報やデータをもとに見極める）。
  - ・「判断」……「識別」結果を元に取引開始や取引継続の可否を決める。
  - ・「排除」……取引不可とされた先の謝絶・取引解消。

### (2) 事前排除

#### イ、確認（反社チェック<スクリーニング>）

- 自社のデータベースの反社リストに載っていないか確認したうえで、ネットで企業名や個人名を入れて検索したり、業界団体のデータベースや反社チェック専門業者のデータベースでチェック。さらに、商業登記や不動産登記、閉鎖登記、納税証明書などを精査したり、財務分析して粉飾決算や不自然な資金調達がないか精査したり、事務所などの現地確認をしたり、取引に至った経緯や風評をチェックしたりして、疑わしい人物や会社を洗い出す。
- どの先に対してどの程度の調査を行うかは会社の判断次第。

(反社チェックの方法例)

種類	調査対象	チェックポイント等
データベース チェック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社データベース</li> <li>・ 調査会社のデータベース</li> <li>・ 業界等のデータベース</li> <li>・ 新聞社等の記事検索</li> <li>・ インターネット検索</li> <li>(・ 警察や暴追センターへの照会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象範囲をどこまで広げるか(過去遡及、退任役員、相談役や執行役員、顧問、コンサル等の非役員、商号変更前、合併前等)</li> </ul>
登記情報等 各種記録調査	商業登記履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) —— 閉鎖事項証明書(閉鎖登記簿謄本)を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商号、目的、本店所在地、資本、役員、子会社等</li> <li>・ 不自然な記述</li> </ul>
	不動産登記事項証明書(登記簿謄本) —— 閉鎖事項証明書(閉鎖登記簿謄本)を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社および役員自宅等</li> <li>・ 所有者、所有権移転、差押、仮差押、抵当権、譲渡担保</li> <li>・ 不自然な記述(抵当権者に街金等)</li> </ul>
	決算書や計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利益状況、役員報酬、外注費、借入先等</li> <li>・ 財務分析</li> </ul>
	納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滞納等</li> </ul>
	免許・許認可証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可証の不掲示等</li> </ul>
	行政処分記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官公庁ウェブサイト</li> </ul>
その他	現地確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社の実在性(バーチャルオフィス、私設私書箱等)、所在地周辺の環境等。</li> </ul>
	風評	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪い噂(近隣、業界、ネット)</li> </ul>
	取引経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紹介者、取引目的等</li> </ul>
	会社の姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴排条項や誓約書への対応</li> <li>・ 社会保険未加入、労働法規違反、就業規則未制定等</li> </ul>
	経営者の日常態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分不相応な贅沢等</li> </ul>

## ロ、反社勢力であるか否かの「識別」

- 反社勢力か否かの判断はシロ（反社ではない）、クロ（反社である）、グレー（よくわからない＜反社の可能性もある＞）の3つ。
  - ・シロ……取引OK
  - ・クロ……取引×
  - ・グレー……「疑わしきは取引しない」方針の場合→取引×（調査終了）
    - ……その先と取引したい場合→「反社ではない」という心証を得るまでほかの方法でもチェック→心証の度合いに応じて「条件付取引」（ハ、参照）。
- 「現在の役員」などよく見える部分については巧妙に実態を隠す傾向
  - 知りたい程度に応じて、過去の役員や旧社名に遡ったり、役員だけでなく執行役員、顧問、アドバイザー、コンサル等まで範囲を広げることが必要。
- 「ここまでやれば叱られないだろう」ではなく、「ここまでやれば会社を守れるだろう」という考え方を基準にする。
- 調査範囲を広げ、深度の深い調査をしてもシロともクロとも言い難いケースは残る。そのような場合、①無理にシロかクロかを決めてしまわないこと、および②判断に営業推進部署等の利害関係者の期待などが反映されないこと（客観的な判断をすること）が大切。

## ハ、取引可否の判断

- グレーの会社について取引をするかしないかは、最終的には経営判断。
- 「経営判断原則に照らして妥当な判断か」を再確認。
  - ① 判断の前提となった事実認識に不注意な誤りがないか（十分調査を尽くしたか）
  - ② 判断の内容に著しく不合理なものがないか
- 判断プロセスや基準を明確にして、組織として判断する必要。
  - ① 誰（個人あるいは委員会等の合議体）が判断をするのか、どのような手続き（プロセス）で判断するのかを明確に規定する（職務権限規程、組織規程、稟議手続規程など）
  - ② どのような基準で判断するのか（判断基準）を統一・標準化して明確に規定しておく。
    - 売り上げや利益欲しさによって判断機軸が歪んでしまうことがないように特に注意。
  - ③ 当該取引に利害関係を持たない人が判断するのが望ましい。
  - ④ 弁護士など第三者の見解を必ず聴取する仕組みにするのも一案。
- グレーな先について、判断は取引をする、しないの2つではない。例えば——
  - ・「反社であるとの確たる証拠がないので取引は開始するが、今後証拠が見つければ直ちに取引解消」
  - ・「取引は開始するが注意深く監視する」
  - ・「〇〇の取引に限って取引する（取引を拡大しない）」等

- 危険なのは組織的な判断がないままにずるずると取引を開始したり、続けたりすること。  
—— 世間から見れば単に「放置している」と受け取られかねない。

## 二、排除（取引の謝絶）

- 取引開始前は「契約自由の原則」（商売のパートナーを選ぶ自由）が幅広く適用。謝絶理由を開示する必要なし（「ご説明できません」「総合的判断で」）。

### （2）事後排除

#### イ、反社チェック（スクリーニング）

- 既存取引先が反社チェックに抵触する理由は様々。
  - ・ 取引開始時から疑わしいと思っていたケース
  - ・ 取引開始時はシロ判定だったのに、取引を続けていく中で疑わしい材料が出てきた
  - ・ 取引開始時は全く問題のなかった会社を反社会的勢力が乗っ取り
- アンテナを高く張って継続的に反社関係情報に注意を払うとともに、定期的に、あるいは状況に応じて改めて反社チェックを実施。
- 自社にとってリスク（①反社になりやすいかどうかと、②反社と判明したとき、あるいは取引を解消したときに影響の大きさ）の大きい先ほどしっかりと反社チェックする必要。

## ロ、反社勢力であるか否かの識別

- 取引開始時と基本的に同じ。
  - 怪しい先ほど様々な調査を活用して、クロスチェック。

## ハ、取引可否の判断

- 取引開始時と基本的に同じ
  - ①取引継続、②よく経過観察しながら取引継続、③取引解消（中止）の3つ。
  - 「よく経過観察しながら取引継続」とは「反社であるとする確実な証拠が挙げれば、直ちに取引を解消（中止）する」ということ。
  - 判断に当たって注意すべき点も、取引開始時と概ね同じ。

## ニ、排除（取引の解消<中止>）

- 取引開始前に比べて、取引開始後は取引を解消（中止）することは難しい。
  - 詐欺、脅迫、錯誤といった理由が必要。特に長年にわたって継続的に取引している場合は、「やむを得ない事由」や「取引の継続を期待し難い重大な事由」が必要。
  - こうした事由が存在することの立証責任は契約解消を申し出る側（皆さん側）にあり、しかも、裁判でこうした主張が認められないこともある。また社内的には、売り上げを減らしたくない営業部門の抵抗もある。

- だからこそ、取引開始前に十分な調査をして反社勢力ではないことを確認することが非常に重要。
- 取引開始後に反社であることが判明した場合に、取引解消の強力な手段となるのが契約書における「暴排条項」と、契約相手から提出してもらう「反社会的勢力に該当しないことの誓約書」。
  - これらがあると取引を解消することができる可能性が高まる（100%ではない）。
  - 暴排条項については、遡及効を認めた判決も。
- 暴排条項等を入れる場合には、様々な反社会的組織（特に半グレ）や反社会的行為が対象になるように、ストライクゾーン（適用範囲）を広くとることが大切。
  - 暴力団員、総会屋といった「属性」だけでなく、暴力的な要求、法的責任を超えた不当な要求といった「行為」にも着目。
  - 「行為」要件については、立証がしやすいように具体的な例示をするなどして定義を明確にしておく（要件に該当することが明確であればあるほど裁判では有利）。
- 取引を解消するか否かの判断が歪まないように、客観的かつ公正に判断できる仕組みを整備するのは事前排除と同じ。事後排除の場合は、こじれる可能性が高いので、弁護士など第三者の見解を必ず聴取することがベター。

### (3) 警察、暴追センター、弁護士を活用

#### イ、警察

- 国家権力であり、実力行使による強制力もある。一方で、強力なだけに間違っただけで力を発動すると取り返しのつかない結果をもたらすため、権力の発動は抑制的であることが求められる。

(暴排関係で警察のお世話になる局面の例)

- ① 反社チェック段階で、グレーの対象者について、警察に照会。
- ② 脅迫や不当要求など反社から具体的なアプローチがあった際に警察に届け出て、対応を相談。
- ③ 反社排除に向けて行動する際の方法などを相談し、指導を受けたり、反社からの反撃に備えて警備などを依頼。

(警察照会)

- 暴力団排除等の公益目的の達成に必要な場合であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合」であれば、照会に応じて情報を提供してもらえる（2013年警察庁通達「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（2019年改正）。しかし提供条件は厳格で、次のような条件を満たす必要あり。
  - ①暴力団対策に資すると認められる場合、
  - ②暴排条例の義務を履行するために必要と認められる場合

③犯罪等に関わるかという緊急性・重大性

④情報提供の相手方の信頼性

⑤情報提供の相手方が情報を悪用しないような仕組みの整備など

照会する会社側にも、もしクロだったら、断固として取引解消など排除に積極的に乗り出すことの覚悟・保証（これまでの実績、現在の覚悟＜クロだった場合の明確な対応方針＞、暴排条項の整備など）が求められる。

警察は現役の暴力団員以外の情報の提供には極めて慎重（相談の仕方によっては会社が欲しい情報が得られない可能性）。また、現時点ではいわゆる「半グレ」については情報提供の対象外。

## ロ、暴追センター

- 暴追センターとは、「暴力追放運動推進センター」あるいは同様の名称の団体の略称で、全国組織と都道府県組織がある。「暴対法」（1992年）で、「暴力団員による不当な行為の防止とこれによる被害の救済に寄与すること」を目的に公安委員会によって指定された団体。暴力団犯罪の被害者の「駆け込み寺」、あるいは、暴力団排除活動を支援する組織との位置付け。
- 公的な組織だが、一応民間で、警察そのものではないので、比較的自由に活動ができ、企業や弁護士などとも容易に連携できるメリット。警察に相談すると、事案によっては暴追センターを紹介されることもある。

- 警察 OB・弁護士などの「暴力追放相談委員」が相談に応じ、警察・弁護士等関係機関との連携や、それらの機関等への引継ぎなども実施。特に民事・刑事を含めて具体的な事件になる前の段階でも広く相談を受けてくれる。
- 警察は、都道府県暴追センターの申出があれば、暴力団等の活動の状況等に関する情報の提供や暴力団員に対する警告、相談申し出人等の保護などを行うことができる（暴追センター規則 11 条）。

## ハ、弁護士

- 反社会的勢力と戦うためには法律の知識が不可欠。
- 日本弁護士連合会・都道府県弁護士会には民事介入暴力対策委員会（民暴委員会）。
- 事件性のある事案などは「弁護士照会制度（弁護士法 23 条）」などを活用することによって、警察からより確度の高い情報を得ることが可能。
- 弁護士に相談することで次のようなメリット。
  - ① 警察照会や警察等への相談に当たって、アドバイスをもらうとともに同席してもらうことで、漏れのない照会・相談が可能。
  - ② グレー先への対応を検討する際に、弁護士意見を聴取することで、公平性、客観性を担保することが可能。

③ 事案の早い段階で相談することで、会社と法律専門家の間でリスク（取引継続リスクと取引解消リスク）の大きさについての共通認識を早期に共有することになり、その後の適切な対応が採り易くなる。

○ 弁護士は依頼人の意向に左右される点は注意。

—— 反社排除の基本姿勢をしっかりと示して、それに沿った線で解決策を見出して欲しいという姿勢で弁護士と相談することが大切。

以上

## （主な参考文献等）

### （白書・政府関係公表物）

- 警察白書（警察庁）
- 令和3年における組織犯罪の情勢（警察庁）
- 企業活動からの暴力団排除の取組について（犯罪対策閣僚会議暴力団取締り等総合WT）
- 企業の反社会的勢力による被害を防止するための指針について（犯罪対策閣僚会議）

### （書籍）

- 反社会的勢力・不当要求対策の現在と未来（日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会）
- 別冊金融・商事判例 反社会的勢力を巡る判例の分析と展開Ⅱ（東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会）
- フローチャートでわかる反社会的勢力排除の「超」実践ガイドブック改訂版（株式会社エス・ピー・ネットワーク総合研究部）
- マネー・ローンダリング 反社会的勢力対策等ガイドブック改訂版——2021年金融庁ガイドラインへの実務対応（白井真人、芳賀恒人他）
- 反社会的勢力対応の手引 第2版（反社リスク対策研究会）
- 半グレー反社会的勢力の実像（NHKスペシャル取材班）
- ヤクザと金融機関（海棠 進）

### （その他のレポート）

- 企業行動憲章実行の手引き第9版（日本経済団体連合会）
- 上場のための反社会的勢力の排除（EY JAPAN 2022年11月2日記事）
- 令和2年度 企業を対象とした反社会的勢力との関係遮断に関するアンケート調査結果（全国暴力追放運動推進センターほか）